

○ 税理士による所得税(復興特別所得税)及び個人消費税の無料申告相談のご案内

期 間	会 場	所 在 地	時 間
1月29日(木)	甲州市役所 2階第1会議室	甲州市塩山上於曽1085-1	午前10時～12時 午後1時～4時 (受付は午後3時半まで)
2月2日(月)	山梨市役所 西館2階203会議室	山梨市小原西843	
2月6日(金)	笛吹市役所 本館3階301会議室	笛吹市石和町市部777	

《対象となる方》

- 1 事業所得、不動産所得または雑所得を有する方のうち、令和6年分の所得金額(専従者控除前または青色専従者給与及び青色申告特別控除前)が300万円以下の方
- 2 給与所得または年金所得、若しくはその両方がある方

《対象とならない方》

- 1 相談内容が複雑な方(土地、建物及び株式などの譲渡所得がある方など)
- 2 贈与税・相続税に関する相談のある方

《オンラインによる事前申込をお願いします!》

- 令和7年分の税理士による無料申告相談は、混雑回避のため、オンラインによる事前申込を受け付けます。
- オンラインによる事前申込みは、令和8年1月13日(火)から可能となります。詳細につきましては、下段のURLをクリックしてください。
 - ※ 税務署・会場等で電話での受付は行っておりませんので、ご注意ください。
 - ※ オンラインによる「事前申込サイト」についてのお問い合わせ先は、050-1792-4600 へお願いします。
(受付時間:平日午前10時～正午、午後1時～午後4時)
- 一部、当日入場整理券の配付を行います。無くなり次第終了となりますので、事前申込をご利用ください。

《留意事項》

- ご来場の際は、前年の申告書等の控えや源泉徴収票など、申告相談に必要な書類、筆記具、計算器具及びマイナンバーに係る本人確認書類の写し等をご持参ください。
- 「医療費控除」を受けられる方は、あらかじめ「医療費控除の明細書」を作成の上、ご来場ください。
- 個人消費税の申告相談を希望される方は、消費税率ごとに区分した帳簿等をご持参ください。
- 申告書等の提出のみの場合は、山梨税務署に直接お持ちいただくか、郵送でご提出ください。
なお、申告書等を郵送で提出される場合は、東京国税局業務センター甲府分室となりますのでご注意ください。
【宛先】 〒400-8541 山梨県甲府市丸の内1-1-18 甲府合同庁舎 東京国税局業務センター甲府分室

《オンラインによる事前申込は、以下のURLをクリックしてください》

<https://coubic.com/tochi119/blogs/208889>